

# 令和8年第1回(3月)川南町議会定例会会議録

令和8年3月25日 (水曜日)

## 本日の会議に付した事件

令和8年3月25日 午後1時15分開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第 4号 | 川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについて                  |
| 日程第2  | 議案第 5号 | 川南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて         |
| 日程第3  | 議案第 6号 | 川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについて                         |
| 日程第4  | 議案第 7号 | 川南町行政手続条例の一部改正について                            |
| 日程第5  | 議案第 8号 | 川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第6  | 議案第 9号 | 川南町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について |
| 日程第7  | 議案第10号 | 川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止について                      |
| 日程第8  | 議案第13号 | 令和8年度川南町一般会計予算                                |
| 日程第9  | 議案第14号 | 令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算                        |
| 日程第10 | 議案第15号 | 令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算                         |
| 日程第11 | 議案第16号 | 令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算                         |
| 日程第12 | 議案第17号 | 令和8年度川南町介護保険事業特別会計予算                          |
| 日程第13 | 議案第18号 | 令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算                        |
| 日程第14 | 議案第19号 | 令和8年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算                    |
| 日程第15 | 議案第20号 | 令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算                        |
| 日程第16 | 議案第21号 | 令和8年度川南町水道事業会計予算                              |
| 日程第17 | 議案第22号 | 令和8年度川南町下水道事業会計予算                             |
| 日程第18 | 諮問第 1号 | 人権擁護委員の推薦について                                 |
| 日程第19 | 同意第 1号 | 教育委員会委員の任命について                                |
| 日程第20 | 発議第 1号 | 川南町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について                   |
| 日程第21 | 発委第 1号 | 川南町議会委員会条例の一部改正について                           |
| 日程第22 | 発委第 2号 | 川南町議会会議規則の一部改正について                            |
| 日程第23 | 発議第 2号 | 民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書について                     |
| 日程第24 |        | 議員派遣について                                      |



出席議員(12名)

1番 小嶋 貴子 議員	2番 今井 孝一 議員
3番 中瀬 修 議員	4番 金丸 和史 議員
5番 河野 浩一 議員	6番 北原 輝隆 議員
7番 江藤 宗武 議員	9番 永友 美智子 議員
10番 河野 禎明 議員	11番 蓑原 敏朗 議員
12番 徳弘 美津子 議員	13番 中村 昭人 議員

欠席議員(1名)

8番 岸本 茂樹 議員

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 山本 博 君      書記 大塚 隆美 君

---

説明のために出席した者の職氏名

町長	宮崎 吉敏 君	副町長	小牟禮 洋秋 君
教育長	平野 博康 君	会計管理者・ 会計課長	石井 美貴 君
総務課長	米田 政彦 君	まちづくり課長	稲田 隆志 君
財政課長	川崎 紀朗 君	税務課長	小嶋 哲也 君
町民健康課長	押川 明雄 君	福祉課長	河野 賢二 君
統括主監 兼環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河野 英樹 君
農地課長	今井 孝洋 君	建設課長	黒木 誠一 君
上下水道課長	大塚 祥一 君	教育課長	三好 益夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

---

午後01時15分開会

○議長（中村 昭人議員） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

日程第1「議案第4号川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについて」、  
日程第2「議案第5号川南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」、日程第3「議案第6号川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについて」、日程第4「議案第7号川南町行政手続き条例の一部改正について」、日程第5「議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について」、日程第7「議案第10号川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止について」、本7議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員）

今期定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案第5号から10号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第5号川南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて、特定乳児等通園支援事業「子ども誰でも通園制度」が創設されたことに伴い、利用定員や運営にあたってのソフト面での遵守事項等を国の基準に従い定めるものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第6号川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについて、国において犯罪被害者等基本法が制定されました。本町においても、犯罪被害者を地域全体で支える体制を構築するために本条例を制定します。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第7号川南町行政手続き条例の一部改正について、公示送達の方法について、不利益処分の名宛人の氏名とその事項を記載した書面を封書で行っていた通知とともに、インターネットホームページで公表できるようにするものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、通勤距離に応じて、通勤手当を6万6400円を上限とし、1カ月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する手当を支給するものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例

の一部改正について、令和8年4月から新たな給付制度として始まる乳児通園支援事業の「子ども誰でも通園制度」の実施に伴い、利用者の負担金及び納期を定めるものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第10号川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止について、近年活用されていない基金を廃止するものです。

討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員）

文教産業常任委員会に付託されました議案第4号について、その経過と結果を御報告申し上げます。

関係課職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第4号川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについては、農地耕作条件事業改善により実施する事業のうち、事業に要する費用の一部に充てるために、分担金徴収の施行に必要な条例の制定を行うものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第4号川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号川南町農地耕作条件改善事業分担金徴収条例を定めるについては委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号「川南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについて」討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号川南町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めるについては委員長報告のとおり可決しました。

議案第6号川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第6号川南町犯罪被害者等支援条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号川南町行政手続条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第7号川南町行政手続条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。  
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第8号川南町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第9号川南町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第10号川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第10号川南町ふるさと農村活性化基金条例等の廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8「議案第13号令和8年度川南町一般会計予算」日程第9「議案第14号令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第10「議案第15号令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第11「議案第16号令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算」、日程第12「議案第17号令和8年度川南町介護保険特別会計予算」、日程第13「議案第18号令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算」、日程第14「議案第19号令和8年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算」、日程第15「議案第20号令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算」、日程第16「議案第21号令和8年度川南町水道事業会計予算」、日程第17「議案第22号令和8年度川南町下水道事業会計予算」、本10議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

#### ○総務厚生常任委員長（小嶋 貴子議員）

定例会において、総務厚生常任委員会に付託されました議案第13号から18号について、その審査経過と結果について御報告申し上げます。

議案第13号令和8年度川南町一般会計予算、令和8年度の歳入歳出予算の総額は133億7700万円で、昨年度より4.9%増となっています。

主なものを報告いたします。

債務負担行為包括施設管理業務委託料として、令和9年度から令和13年度までの分を8億3771万5000円が計上されています。

公共施設等の保守点検業務等を包括的に専門的な業者に委託するものです。

続いて、歳入についてであります。

歳入について主なものは、町税17億2827万5000円、地方消費税交付金3億8540万6000円、地方交付税23億2930万6000円、国庫支出金12億8488万5000円、県支出金8億9073万8000円、寄附金ふるさと納税寄附金として30億円、繰入金29億9617万7000円、町債2億5580万円などが計上されております。

次に、歳出についてであります。

歳出については、新規事業として、総務費に持続可能性の高い公共施設管理を行うための委託料として、包括施設管理業務委託料8878万8000円、未利用町有地の売却支援業務の委託と、地下埋設物調査の必要性がある場合の調査委託料として公有財産適正管理事業費613万

円、川南町婚活イベント委託料として99万4000円、また、民生費に単独の相談支援機関では対応が難しい方へ関係機関が役割分担支援を行うための重層的支援体制整備事業業務委託料1287万1000円、衛生費に64歳以下の町民健康増進のための健康ポイント助成金420万円などが計上されています。

審査の過程において、包括施設管理業務委託事業について、巡回点検強化により、見落とし防止となり、予防保全により事故防止に繋がると思われる。また、専門的な知識により、スピード感のある対応ができるという意見がありました。また、公共施設の維持管理の効率化と、計画的な保全に繋がる取り組みとして、その方向性は評価できる。しかしながら、マネジメント経費の割合が他の自治体と比較して高い水準にあることや、物価上昇による更なるコストの増加が見込まれる中、包括管理の目的である効率化やコスト最適化が十分に担保されるのか、懸念する意見がありました。

10年から30年単位で大幅なコスト削減が見込めるということですが、短期では効果が見えにくいいため、その効果が具体的にどのような成果として現れるのか、指標の設定や検証方法について、より一層の明確化が必要です。

その検証方法や結果の公表、説明責任を果たすことの意味を付し、採決の結果、賛成反対同数のため、委員長採決での可決です。

議案第14号令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算、予算総額は22億839万3000円、昨年度よりも1億9616万6000円の減となっています。

主な要因は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の減少が考えられます。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第15号令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算、予算総額は3億837万6000円、前年度より2792万円の増となっています。

主な要因は、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行による被保険者の増と医療高度化による1人当たりの医療費が押し上げられているものと思われます。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第16号令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算、歳出の主なものは、介護認定審査会委員報酬400万5000円です。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第17号令和8年度川南町介護保険事業特別会計予算、歳出の主なものは、居宅介護サービス給付費負担金6億4630万円で、サービス付きの有料老人ホーム等の入居者生活介護の給付負担金で前年比8300万円の増となっています。

介護予防教室委託料686万4000円は、町内の2事業者の運営を想定しています。

討論はなく、全員賛成で可決です。

議案第18号令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算、歳入歳出予算の総額をそれ

ぞれ25万9000円とします。

歳出の主なものは、委員報酬12万6000円です。

討論はなく、全員賛成で可決です。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（中瀬 修議員）

文教産業常任委員会に付託されました議案第13号、第19号、第20号、第21号、第22号についてその審査経過と結果を御報告申し上げます。

関係課職員の出席を求め現地確認を行い説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第13号令和8年度川南町一般会計予算についてです。

令和8年度の歳入歳出予算の総額は、133億7700万円で、昨年度当初予算から4.9%の増となっています。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。あわせて、次の意見を申し添えます。

まず、教育課関係の中学校建設に係るコンストラクションマネジメント業務について、業務内容と経費の内訳を明確にし、最終的な意思決定は町が主体となって行うことを徹底してもらいたいとの意見が出ました。また、事業の進捗状況や効果については、適宜議会へ報告を求める意見も出されました。

次に、プロポーザル手続きについて、コンストラクションマネジメント業務や図書館・文化ホール複合施設の指定管理者選定等の公募に当たっては、「川南町プロポーザル方式等による契約手続きに関する実施要綱」等に基づき、適正かつ透明性の高い手続きを徹底されることの意見が出されました。

最後に、産業推進課関係の肥育牛生産者緊急支援補助金について、価格変動が大きい分野であるため、状況を注視しつつ、柔軟に対応できるよう計画的な運用を求める意見が出されました。

議案第19号令和8年度尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ670万7000円と定めるものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。あわせて、次の意見を申し添えます。

まず、前年度無断使用による過料発生事例があったため、今後も無断使用の有無について適切な調査と対応を求める意見が出されました。

次に、畑かん工事完了後、余剰がある場合には、可能な範囲で畜産用水として継続利用できるように検討されたいとの意見が出されました。

議案第20号令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算についてです。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億13万8000円と定めるものです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。あわせて、次の意見を申し添えます。

プレミアム付発行事業について、勤務時間の関係で開始直後にチャージできない利用者もいるため、販売タイミングに配慮されたいとの意見が出されました。あわせて、自宅等でクレジットカードによるチャージが可能であることを知らない住民も多いため、周知を徹底されたいとの意見が出されました。

議案第21号令和8年度川南町水道事業会計予算についてです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。あわせて、次の意見を申し添えます。

新年度は、大規模な設備更新工事が予定されています。

今後も更なる更新工事が見込まれ、将来的に水道料金へ影響する可能性も考えられます。そのため、町のインフラ整備の方向性について、住民への丁寧な広報を求める意見が出されました。

議案第22号令和8年度川南町下水道事業会計予算についてです。

討論はなく、採決の結果、全員賛成により可決いたしました。あわせて、次の意見を申し添えます。

特に、漁業集落排水施設については、災害時に備えた対応を十分に検討されたいとの意見が出されました。

以上で報告を終わります。

○議長（中村 昭人議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第13号令和8年度川南町一般会計予算について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（中瀬 修議員） 議案第13号令和8年度一般会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

私は、本議案のうち、2款1項総務管理費に計上されております包括施設管理業務委託料について、現時点での計上は拙速であると考え、当該部分について反対を求めるものであります。

まず、本事業の方向性そのものを否定するものではありません。公共施設の老朽化が進む

中、点検、修繕、更新を一体的に管理し、効率化と財政負担の平準化を図る取り組みは、今後の自治体運営において重要であり、その必要性については十分理解しております。また、昨年12月の臨時議会におきましては、将来的な技術伝承や人材育成に繋がる未来への投資として期待し、賛成した経緯もございます。

しかしながら、今回改めて示された内容を踏まえますと、当初想定していた姿との間に乖離が見られ、現時点で十分に納得できる状況には至っておりません。特に技術伝承や人材育成といった本事業の根幹に関わる部分について、その具体的な手法や到達目標、さらには事業終了後の体制移行に関する明確な道筋が、いまだ十分に示されているとは言い難い状況にあります。この点が曖昧なままでは、本来将来への投資であるべき本事業が結果として、継続的な外部依存へと繋がる懸念を払拭することができません。また、今回示された事業規模及び経費については、当初の想定と比較して大きく拡大しており、特にマネジメントに関する費用は総額で8億8000万円を超え、単年度でも5000万円を上回る水準となっております。この点について、費用対効果の十分な検証や他自治体との比較を含めた説明が尽くされているとは言えず、財政的な観点からも慎重な判断が求められます。

さらに、本件は5年6カ月という長期契約を前提としており、一度契約を締結すれば、柔軟な見直しが困難となることが想定されます。加えて、契約スキームにおいても、不確実な要素が含まれており、制度設計上のリスクも看過できません。加えて、県内における導入事例が限定的である現状を踏まえれば、先行事例の検証や行政視察等を通じて実態を丁寧に把握し、本町に適した制度設計と見直していく余地があるものと考えます。

本議案は、町政運営に必要な予算を広く含むものであり、その全体については理解し、賛成するものであります。

しかしながら、本件包括施設管理業務委託料については、現時点で計上するには、なお検討が不十分であると言わざるを得ません。

よって、本議案につきまして、当該包括施設管理業務委託料の部分について必要な検証と議論を経た上で、改めて提案されることを求めるものであります。

最後に申し上げます。責任ある反対とは必要なものは認め、課題ある部分のみを正すことであります。本件についても、より良い制度として実現するため、今は立ち止まり、精査すべきであることを申し添え、私の討論といたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（金丸 和史議員） 議長のお許しをいただきましたので、ただいまの議題となっております議案第13号令和8年度川南町一般会計予算について賛成の立場から討論いたします。

本予算の総額は133億7700万円となり、前年度比6億2100万円の増額となっております。

この増額の背景には、新中学校建設や公共施設の適正管理など、将来を見据えた重要施策が位置づけられており、その方向性については評価するものであります。

一方で、新中学校建設に関わるコンストラクションマネジメント業務として約1億2870万円、また、包括施設管理業務においては、複数年で約8億円を超える規模の委託が見込まれております。

さらに、本予算では、各分野において新たな委託料も計上も見受けられ、委託の活用が今後の行政運営における重要な手法となりつつある状況であります。

新中学校建設に関わるコンストラクションマネジメント業務は、設計、施工、工程、コストを一体的に管理し、事業の適正な推進と透明性の確保を図る重要な役割を担うものであります。また、包括施設管理業務については、施設の維持管理を一体的に委託することで、効率的かつ計画的な管理を行い、安全性の確保とコストの最適化を図るものであります。

だからこそ申し上げます。委託は手段であり目的ではありません。委託は、町民に対する行政サービスの迅速化、効率化、さらには質の向上に繋がるものでなければならず、その成果は、対応のスピード向上や施設の適切な維持管理、建設事業における費用や工程の明瞭化など、町民にとって目に見える形で示されることが重要であります。また、委託の必要性、目標、成果については、具体的な数値や実績に基づき継続的に検証し、必要に応じて見直しを図ることが不可欠であります。

一方で、専門的知見を有する民間事業者の活用は、業務の質の向上と効率化をもたらし、住民サービスの充実に繋がるものと考えます。

特に新中学校建設は、子どもたちの教育環境を左右する重要な事業であり、計画的かつ円滑な整備が進むことを期待するものであります。また、包括施設管理の導入は、施設の安全性確保と効率的な維持管理を実現し、中長期的な財政負担の軽減に資するものと考えます。

これらの取り組みの賛否は、執行部の運用と説明責任、そして議会の行政をチェックする機能にもかかっております。議会としても、その結果と成果を厳格に検証し、必要な改善を求め続ける覚悟を持って挑むことを申し上げます。

以上、申し上げましたが、本予算は、将来の川南町を見据えた取り組みであり、投資であると考えております。議員各位におかれましても、その趣旨を御理解いただき、ともに、よりよいまちづくりに繋がる予算として御判断いただきますようお願い申し上げ、本議案の賛成討論といたします。

**○議長（中村 昭人議員）** 次に、原案に反対者の発言を許します。

**○議員（夔原 敏朗議員）** 議案第13号令和8年度川南町一般会計予算に反対の立場で討論を行います。

予算全体について賛同する部分も他ありますが、2点について、現段階ではどうしても疑問を払拭しかねます。

まず第1点は、同僚議員からもありましたが、包括施設管理業務委託料についてです。さきの12月議会の反対討論で、その理由は申し上げましたので重ねては避けませんが、受託企業はある程度の実績もあり、信頼できるとは思いますが、出発はマンションや大きな建物の維

持管理保全であり、本町が委託しようとしている建物施設以外施設にはいかがかと思いません。県内唯一、宮崎市が取り組んでいるような限られた建物施設限定がベターではないのでしょうか。また、今まで担当部署で管理しておられた職員のノウハウや帰属意識、状況把握機能が失われないかと懸念します。

次に、債務負担行為及び令和8年度予算として、中学校統合整備に関わるコンストラクション業務委託料が提案されていますが、報道では、国の高等学校授業料無償化等もあってか、私立志向も高まっているやに伝えられています。今春の県内では、定員を満了した県立学校は5校と、5つと報道されており、追加募集がなされるようです。県においては、調査検討するとされていますが、私立校の中学生からの困り込みもいわれており、中学校を含めた中等教育の動向を含めて注視が必要ではないでしょうか。その動きはこの数年で確認できるのではと思います。また、基本構想基本計画等の特にコアな部分についてこそ、教育委員会が自ら手がけるべきではないでしょうか。また、中学校建設の住民説明会では、教育委員会では、上質な中学校教育には1学年最低4学級以上は必要と説明されていますが、現在の新生児の出生状況では、残念ながら遠からず不可能で当然検討課題です。

私は腰を据えて急ぎすぎて、禍根を残すより組合率を検討するなども含めて、今一度立ち止まって検討いただくことを求めます。

当該業務を除く委員会提案もできませんでしたので、あえて反対討論といたします。

皆さまの賢明な判断をお願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 議案第13号令和8年度川南町一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

包括施設管理委託事業は、総務厚生常任委員会でも唯一討論があり、賛成反対のあった議案です。包括施設管理委託事業は、マネジメント料が高額であり、5年6カ月という長期にわたる事業これからさらに高騰するであろう物価や人件費を思えば、不安になるのは当然と思います。しかしながら、現在、町の施設は老朽化が進んでいます。現時点で補修保全をしなければ、目に見えない部分での破損等、さらに大きくなっていくと思われれます。特に、学校施設においても、子どもの安全、命を守らなければなりません。老朽化している施設の破損等、早期に発見し、改善していく必要があります。点検の手が回らず、老朽化のため、事故や何かあってからでは遅い。今回の委託料は、未来への投資、人の命を守る保険とは考えられないでしょうか。まだ国内でも事業例が少なく、不安になることもあると思いますが、何事も最初は一步踏み出すことが大切だと思います。町の財政を預かる財政課から発案された予算ですので、経済状況をきちんと考えられた予算だと思います。これからの町の未来のために、この議案は可決すべきものと考えます。同僚議員の皆さまの賛同を求めて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長(中村 昭人議員) 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員(河野 禎明議員) 議案13号令和8年度一般会計予算の中で2点について、反対の立場から討論します。

1点目、13款10款3項の中学校費ですね。

新中学校コンストラクションマネジメント委託料、これは債務負担も含めると2億800万近くになるんですが、もう一つ、今、同僚議員もおっしゃった包括もあって、あれを合わせるとですね、10億近くの委託料というのが今出てきてるんですが。私は町議になったときにですね、一番最初に感じたのが予算書見て委託料が多いなと思ったんですよ。そのときに、一般質問でしました。川南は開拓の町なんです。このままでは「か」が抜けて委託の町になるんじゃないですかということを質問しました。そのときからだいぶ心配してます。委託になりませんかということをお心配しています。今日がわかれ目じゃないですか。委託の町になるか、開拓で頑張れるか。今日が分かれ目の日じゃないですか。町議の皆さんは本当ですね、ここにも10億とかですねいきなり出てきてるんですよ。委託費が。これ認めたらですね、あと10年後20年後あのときあの議員たちは、あの委託料を認めたがなと決めたがなと、私はですねそれを考えただけでもですね、非常に今日の1日はですね、大事な1日になるんじゃないかと思います。ちょっと詳しく説明したいと思うんですね。前ですね、中学校の建設費が上がったときにですね、大変なことが起きましたね。ウクライナが戦争が始まりました。そのときに私はその当時の日高町長に言いました。ウクライナで建築資材が上がるから中学校建設を見直した方がいいじゃないですかと。日高町長は1年たったら物価が下がりますから大丈夫ですとおっしゃいました。しかし物価は下がりませんでした。今回ですね、まさにですね、今中学校をやるようとしているときに、このイラン、イスラエル、アメリカの戦争によってですね、建築資材がまた上がる可能性があるわけです。だから結局ですね、町の担当者というんですか、教育課はもう自分たちでは手に負えないと、これはもうどうなるかわからないということで、このマネジメント委託料をですね、委託業者を決めようとしているわけですよ。今まではこういうことはないんです。建物を建てようとしたときは、町にちゃんと詳しい専門家がいます。そして、詳しいまたは別な専門家を呼んででもですね、ちゃんとしたPLATZ(ぷらっつ)建てたときもそう、福祉センター建てたときもそう、トロンドームを建てたときもそうです。設計士のですね、信頼のおける実績のある人を探すわけです。

で、その設計士を決めれば、その設計士がですね、建築業者を管理して完成まで見届けるわけなんです。今回のはですね、え、何ですかって、設計料はまた別にかかるんですよ。これ。今回がマネジメント料がですね、大方2億円ちょっとかかるんですよ。設計代がですね、前に2億3000万から4000万あったと思うんですよ。今度は2億5000万以上になるかもしれないんですよ。だから2億円と2億5000万以上になるとですね4億5000万から5億という。もうですね。私これこの今の状況はですよ、ちょっと舵を変えれば、というのはどうい

うことかかって言ったら、あの、鉄筋コンクリートで作ろうとするからおかしいんじゃないんですか。ここにですねいろいろな問題点が起きるわけです。これを私たちはですね、5年ぐらい前かな、ちょうど議長の提案があってですね岩手県紫波町に行きました。その町は地元の木材県産材の木材で役場の3階建て、それからバレーボールの体育館、図書館、宿泊施設、直売所、全部木材で作る町です。それは民間業者がタッチしてですねやってみました。できるんです、木材。今町に町有林がいっぱいあります。だからここはですね、この今の情勢を考えたら・・・

○議長（中村 昭人議員） 議案に対して、議案に対する内容での討論内容と簡潔にお願いします。

○議員（河野 禎明議員） そうですね。

大体言えましたから反対の御同意をよろしくお願いします。

○議長（中村 昭人議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第13号令和8年度川南町一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

本予算は133億7700万円と規模と大きく、それぞれの委員会において慎重に審査を行いました。

中でも、包括施設管理業務委託については重要な論点であり、総務厚生常任委員会においても慎重な審査がなされております。

本事業は、これまでの事後対応型から予防保全型へと転換し、長期的なコスト削減と安全性向上を目指すものであり、その方向性は評価すべきものです。

本町では、施設管理が分散しており、点検や情報の一元化に課題がある中、本事業は、その解決に繋がる可能性を持っています。

一方で、マネジメント費の高さや効果の見えにくさなど町民理解の面で課題があることも事実です。また、職員でもできるのではという声もあります。しかし、専門的知見によって初めて気づく危険箇所が存在し、実際に事故を未然に防ぐ指摘もあったと聞いています。老朽化が進む中、施設事故は決して他人事ではありません。職員の認識と努力のみに依存するのではなく、組織として安全を確保する仕組みを構築することは、住民の命を守ると同時に、職員を守ることに繋がるものであると考えます。反対討論で指摘された課題についても重要と認識しておりますが、現状のまま放置すること自体が大きナリスクであると判断し、本議案には責任ある賛成の立場をとります。

その上で、以下の点を強く求めます。

事業効果の数値化と毎年度の検証と報告。技術継承、人材育成の具体化、地元業者との実効性ある連携、費用の妥当性の継続検証、中間評価と見直し機会の確保です。また、教育課の新中学校建設コントラクションマネジメント業務委託7975万円についても、包括施設管理業務と同じように、専門的な知見を持った活用しながら事業を進めるため、必要である有効

な手段の一つと考えます。

これらの委託事業は導入して終わりではなく、検証と改善の積み重ねが重要です。議会としても引き続き厳しくチェックしていく責任があります。今、求められているのは、立ち止まることではなく、責任ある前進です。住民の安全を守るため、本議案に賛成いたします。皆様の御賛同をお願いして、賛成討論といたします。

**○議長（中村 昭人議員）** 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、議案第13号令和8年度川南町一般会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

しばらく休憩します。10分間休憩します。

午後02時19分休憩

午後02時29分再開

**○議長（中村 昭人議員）** 会議を再開します。

休憩前に引き続き会議を続行します。

ただいま北原輝隆議員、徳弘美津子議員から、議案第13号令和8年度川南町一般会計予算に対し附帯決議することの動議が提出されました。

川南町議会会議規則第16条の規定により、この動議は、2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

したがって、議案第13号令和8年度川南町一般会計予算に対する附帯決議の動議を議題とします。

提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（北原 輝隆議員）** 議案第13号令和8年度川南町一般会計予算に対する附帯決議。川南町の公共施設においては、築40年以上になる施設が70施設ほどある。建築からの年数経過に伴い、老朽化が進行し、町民の利便性や災害時対応拠点、環境負荷等を考慮すれば、安全性の確保が重要である。また、サービス品質の向上を推し進めることも必要である。

議会としても、町公共施設の合理的かつ効果的な施設管理を推し進めることは大いに賛成

するところである。

令和7年9月以降、議員勉強会でも研修が実施され、町公共施設の管理の現状や包括施設管理業務委託を検討するに至った背景、包括施設管理業務に関するサウンディングの実施及び経過、事業の予算規模の提示と事業開始予定の令和8年度10月に向けて、今後は優先交渉権者選定及び具体的な詳細協議、本契約という流れに沿って事業が進められていく段階に来ている。

一方で、地元業者への本事業についての説明会にて、本事業の趣旨や実施によるメリット等が示され、町内業者優先で事業を展開することへの理解を求めてきた。

本事業実施にあたっては、これまで役場職員が担っていた役割をマネジメント業者が新たに担うことになり、その経費として年間4000万が示され、新たな財政負担となる。施設の点検、修繕、実績、年平均額1億2056万円と合わせると、事業費総額は年間1億6056万円となり、事業期間5.5年計算で8億8308万円となる。このうち、5.5年のマネジメント料2億2000万の負担は町民にとっても、将来の調整運営に不安をもたらす要因となることも懸念される。

令和8年度、川南町一般会計の歳出予算及び債務負担行為に包括施設管理業務委託料が計上されているが、これらの業務執行については、下記事項について一層の取り組みを行っていくべきである。

一つ。通年間に渡る一大事業であること。また、総事業費が約8億8000万円と見込まれることを踏まえて、慎重かつ効率的な執行を務め、事業費の削減や圧縮を図ること。

二つ。町内事業者への配慮として、事前説明のみならず、事業実施中においても、不安払拭のため、懇切丁寧な説明を繰り返し、効果的かつ効率的な事業展開が行われるよう配慮すること。

三つ。住民説明会の実施の他、他の手法においても、広報周知活動を積極的に行い、その中で、他自治体の例を参考に、適正なマネジメント経費を策定し示すこと。物価高騰や事業費の増減による事業費の変動を適宜示し、町民からの理解、協力が得られるよう、より一層取り組むこと。

四つ。事業実施の経過において、事業内容や事業費に変更や見直しが生じた場合、また、事業の途中経過について議会に説明、報告を行うこと以上、決議する。

令和8年3月25日川南町議会。

以上になります。

全国でも数少ない本事業への取り組みを行おうとする本町の姿勢は、フロンティア精神にのっとったものと評価し、さらによりよい取り組みとなることを願うものです。

議員の皆様方の御賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村 昭人議員） しばらく休憩します。

午後02時34分休憩

午後02時34分再開

○議長（中村 昭人議員） 会議を再開します。

○議員（北原 輝隆議員） 失礼いたします。

皆さまに配付しました附帯決議の文書、表の表紙につきまして、上記の修正案というふうな形で記載されておりますが、申し訳ございません。

確認不足でありまして、修正案を附帯決議というふうに修正させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中村 昭人議員） これから本議案について採決します。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、提出された議案第13号令和8年度川南町一般会計予算に対する附帯決議の動議は可決されました。

議案第14号令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第14号令和8年度川南町国民健康保険事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第15号令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第15号令和8年度川南町後期高齢者医療特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第16号令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第16号令和8年度川南町介護認定審査会特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第17号令和8年度川南町介護保険特別会計予算について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第17号令和8年度川南町介護保険特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第18号令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算について討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第18号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第18号令和8年度西都児湯行政不服審査会特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第19号令和8年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号令和8年度川南町尾鈴地区畜産用水管理事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第20号令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号令和8年度川南町電子地域通貨事業特別会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第21号令和8年度川南町水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号令和8年度川南町水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号令和8年度川南町下水道事業会計予算について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号令和8年度川南町下水道事業会計予算は委員長報告のとおり可決されました。

日程第18「諮問第1号人権擁護委員の推薦について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから諮問第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これを適任とすることに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立多数〕

起立多数であります。

したがって、諮問第1号人権擁護委員の推薦については、適任とすることに決定しました。

日程第19「同意第1号教育委員会委員の任命について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから、質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから同意第1号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

[全員起立]

全員起立であります。

したがって、同意第1号教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。日程第20「発議第1号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」、日程第21「発委第1号川南町議会委員会条例の一部改正について」、日程第22「発委第2号川南町議会会議規則の一部改正について」以上3議案を一括議題とします。

朗読は省略します。

本3議案について、提出者からの趣旨説明を求めます。

**○議員（小嶋 貴子議員）** 発議第1号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の条文の整備をいたしたく、別紙のとおり提案するものであります。

発委第1号川南町議会委員会条例の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。

本案は、議会に係る手続きのオンライン化に対応した改正を行うとともに、議員選任に係る規定の見直しを行うため、別紙のとおり提案するものであります。

発委第2号川南町議会会議規則の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、地方議会に関連する手続きのオンライン化に対応する規定を追加する他、所要の規定を整備するものです。

各議員の賛同を得て、御決定いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（中村 昭人議員）** 以上で趣旨説明を終わります。

これから本3議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」という声あり]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論採決を行います。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

発議第1号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

発委第1号川南町議会委員会条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号川南町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

発委第2号川南町議会会議規則の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発委第2号川南町議会会議規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第23「発議第2号民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書について」を議題と

します。

本件について、提出者からの趣旨説明をお願いします。

○議員(小嶋 貴子議員) 発議第2号につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

なお、お手元に配付しております意見書を朗読して、趣旨説明といたします。

民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書案。

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱を受けた特別職の地方公務員である民生委員・児童委員は給与を支給しないものとする。

法第10条となっており、その活動費は1人年額6万200円が地方交付税措置されている。

少子高齢化が進む中で、その年齢分布は60歳以上が80%超えであり、中でも65歳以上は67%を占める割合となっている。

民生委員・児童委員の役割は、年々複雑・多様化・困難化してきており、在宅福祉、介護、健康保険、医療、母子保健、子どもの教育、学校生活、仕事、家族関係、生活環境他、日常的な支援など多岐にわたり、最近では老老介護の相談や、高齢者の詐欺被害防止、認知症の独居老人の見守りなども増加傾向にあり重荷となっている。

このような中、民生委員・児童委員の担い手不足が顕著になってきており、その充足率は定数の94.5%(令和4年度)で、現在も90%台を推移しており、担い手の確保が大きな課題となっている。その理由を見ると「業務負担」「住民の理解」「高齢化」「高齢者の就労率上昇」「報酬・活動費」等である。活動内容は訪問が最も多く、年間1人当たり約142から163件となっており、特に地方では車での移動が主となっている。昨今の物価高騰に加え、燃料費も大きな負担といえる。

民生委員・児童委員の活動費は各自治体で支給されているが、活動の継続や担い手確保の観点からも、処遇改善は喫緊の課題であることを踏まえ、下記の事項について強く要望する。

- 1、民生委員法第10条を改正し、民生委員・児童委員に対する費用弁償の額を引き上げるなどの財政支援の拡充を図ること。
- 2、民生委員・児童委員の地域での活動等の補佐を行う民生委員協力員の位置づけを明確化し、費用弁償などの財政支援を創出すること。
- 3、仕事をしながら、民生委員活動ができる環境を整備するため、タブレット端末などICTを活用した情報の共有や、若い世代の理解が進むためのSNS、インスタグラム等の活用や、定例会議のオンライン化を図るための財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月25日、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、宮崎県川南町議会。

以上です。

○議長(中村 昭人議員) 以上で趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第2号民生委員・児童委員の処遇改善を求める意見書について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号民生委員児童委員の処遇改善を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま可決されました意見書の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、意見書の取り扱いについては、議長一任とすることに決定しました。

日程第24「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配付しました議員派遣のとおり、決定をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました、議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第25「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しまし

た。

日程第26「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。  
議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることについて、御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないので、そのように決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで令和8年第1回川南町議会定例会を閉会します。

皆さま、お疲れ様でした。

午後2時59分終了

---